

第4回政府税制調査会 総会でいただいた主なご意見

- 「老老相続」が進み、高齢世代に資産が偏在するとともに、世代間での資産の移転時期が遅くなっており、**早期の移転を促す観点から、資産の移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて議論を進めるべき。**
- 相続税の累進回避を防止するため、我が国の贈与税は高い税率が設定されているにもかかわらず、贈与のタイミング等进行操作することにより、富裕層の節税的な行動が可能となっているのは問題。**資産の再分配機能の確保の観点から、制度的な対応が必要。**
- 現行の法定相続分課税方式は、どのような者の間の公平や再分配を念頭においているのか見えにくい。法定相続分課税方式が導入された頃からの社会的な前提条件の変化を踏まえ、**遺産税方式または遺産取得課税方式に立って議論する方がわかりやすいのではないか。**
- 中立性や公平性の観点からは、**諸外国のように、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税する仕組みが望ましい。**ただ、**制度面だけでなく、贈与の際の税務当局への申告の方法や、税務当局における資産の累積状況の把握など、執行面にも配慮して検討する必要。**
- **相続時精算課税制度は中立性の観点からは暦年課税よりも優れている**が、暦年課税との選択制であり利用が進んでいない。現状を分析し、税負担が一定となることで移転時期を気にせずに贈与ができる環境を整えるべき。
- **贈与税の非課税措置は、**限度額の範囲内では何らの税負担も求めない制度となっており、資産を有する層とそうでない層との間で、格差の固定化を助長する面がある。**政策効果を踏まえつつ、見直しが必要ではないか。**

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 相続税・贈与税のあり方

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

我が国の相続税と贈与税の沿革

改正時期	沿革	課税方式	
		相続	贈与
明治38年 (相続税法施行)	○相続前1年間の贈与を相続財産に合算	遺産課税	—
昭和22年	○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算		贈与者課税
昭和25年 (シャープ勧告)	○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化	取得課税	
昭和28年	○累積課税が廃止され、贈与税が復活(暦年課税) ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算	遺産取得課税	受贈者課税
昭和33年	○法定相続分課税方式の導入 ○相続前贈与の合算期間を3年に延長 ○贈与税の3年間の累積課税方式の導入(昭和50年に廃止)	法定相続分課税	
平成15年	○相続時精算課税制度の導入		

昭和32年12月「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」答申の理由及び説明

- 「シャウプ勧告に基づく相続税は財産取得者の一生を通ずる無償取得財産を累積して課税する制度であったが、昭和28年の税制改正により、主として税務執行上の要請から財産取得者の一生を通ずる累積課税の制度は廃止され、相続税と贈与税の二本建の税制と」 になった

- 「相続税の課税体系については、同額の遺産を相続した場合にも、相続人数が多い場合には、少ない場合に比して負担がある程度軽いことが適当である。そのためには、遺産取得課税体系を維持することが適当であるが、ただ、遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止することが必要」「このような見地からは、実際の取得財産により遺産総額に対する相続税の負担が大きく変わる方式はこの際棄て、…民法…の相続分の割合により取得したものと仮定して算出した税額を、各相続人が相続により実際に取得した財産の価額に応じて納付させる方式をとることが適当」

平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」

- 相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、**基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するもの**と考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、**相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方**もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、**公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきている**とする議論もあります。
- なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、**生前贈与による相続課税の回避を防止**するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、**贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税する**という位置付けもあります。

過去の税制調査会答申抜粋 ③

平成27年11月「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」

- 今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持・形成に寄与することとなっている。このため、相続によって次世代の一部に引き継がれる資産には、「老後扶養の社会化」を通じて蓄積されたものという側面もある。
- 充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

令和元年9月「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」

- 社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たすものである。

相続税の合計課税価格階級別の課税状況等（令和2年分）

合計課税価格 階級区分	件 数		納 付 税 額		平 均 課税価格	平 均 納付税額	負担割合
	件 数	累積割合	税 額	累積割合	(a)	(b)	(b)／(a)
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 5千万円	11,774	9.8	88	0.4	4,444	75	1.7
～ 1億円	61,387	60.8	1,573	7.9	7,095	256	3.6
～ 2億円	31,056	86.6	3,620	25.2	13,666	1,166	8.5
～ 3億円	7,985	93.2	2,590	37.6	24,098	3,243	13.5
～ 5億円	4,810	97.2	3,324	53.5	37,805	6,910	18.3
～ 7億円	1,528	98.5	2,004	63.1	58,459	13,117	22.4
～ 10億円	855	99.2	1,769	71.6	82,632	20,687	25.0
～ 20億円	745	99.8	2,825	85.1	132,963	37,917	28.5
～ 100億円	214	99.9	2,151	95.4	305,626	100,515	32.9
100億円超	18	100.0	972	100.0	1,576,811	539,744	34.2
合 計	120,372		20,915		13,619	1,737	12.8

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等（令和2年分）

〔暦年課税分〕

取得財産価額 階級区分	人 員			納 付 税 額			平均取得 財産価額 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 150万円	113,120	31.1	31.1	12.3	0.6	0.6	120.8	1.1	0.9
～ 200万円	44,470	12.2	43.3	33.8	1.5	2.1	186.3	7.6	4.1
～ 400万円	119,827	32.9	76.2	224.5	10.2	12.3	293.8	18.7	6.4
～ 700万円	55,944	15.4	91.5	299.5	13.6	25.9	518.1	53.5	10.3
～ 1,000万円	15,667	4.3	95.8	205.3	9.3	35.3	844.5	131.1	15.5
～ 2,000万円	11,284	3.1	98.9	262.3	11.9	47.2	1,360.5	232.5	17.1
～ 3,000万円	2,503	0.7	99.6	105.9	4.8	52.0	2,336.6	423.1	18.1
～ 5,000万円	717	0.2	99.8	102.5	4.7	56.7	3,746.9	1,429.7	38.2
～ 1億円	363	0.1	99.9	115.4	5.3	62.0	6,935.3	3,178.8	45.8
～ 3億円	256	0.1	99.9	223.4	10.2	72.1	17,568.4	8,725.8	49.7
～ 5億円	68	0.0	99.9	132.4	6.0	78.1	39,920.6	19,463.2	48.8
～ 10億円	46	0.0	99.9	154.1	7.0	85.2	69,015.2	33,497.8	48.5
10億円超	30	0.0	100.0	326.1	14.8	100.0	213,513.3	108,713.3	50.9
合 計	364,295	100.0		2,197.5	100.0		391.3	60.3	15.4

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。